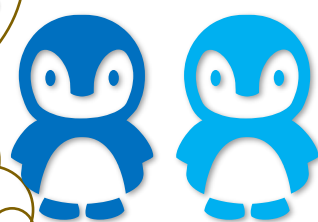


共済組合員になったとき
被扶養者が増えたとき
5日以内の書面提出^{※1}に
ご協力をお願いします。



※1 国家公務員共済組合法施行規則の改正に基づくお願いです。
必要書類など詳しくは[裁判所共済組合ウェブサイト](#)を御確認ください！

今後、共済組合員証や
その新規発行終了に関する
情報発信を [共済ウェブサイト
Courts ポータル]
等で行います^{※2}。

※2 今後の共済組合員証に関するアレコレのご案内です。第1号は[こちら](#)